解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年十月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

愛知県小牧市大字池之内八四〇番地

清算法人篠岡土地改良区

清算人代表　小島　正明

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月三十一日青森市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

青森市長島二丁目一五番九号

青森市大野土地区画整理組合

代表清算人　川浪　榮二

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

茨城県猿島郡境町三九一番地の一境町役場内

財団法人境町開発公社

代表清算人　斉藤　進

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年九月二十六日千歳市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

北海道千歳市高台五丁目一番一五号

千歳市あずさ土地区画整理組合

代表清算人　木滑　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

千葉県南房総市高崎一一七一番地

財団法人富山町高崎愛林会

代表清算人　青木　満裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

大分県杵築市大字杵築三七七番地一

社団法人杵築市大田畜産公社

清算人　阿部　直樹

配当公告

群馬県伊勢崎市上植木本町二七一七番地二

破産者　株式会社ミヤマ

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十四年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二五、〇四三、二二四円

一、配当することのできる金額

金五九、八四七、五五九円

平成二十五年十一月十八日

群馬県前橋市新前橋町一番地三五　法律事務所コスモス

破産管財人　弁護士　吉野　晶

配当公告

大阪府大阪市北区曽根崎二丁目二番一号

破産者　株式会社イージーキャピタルアンドコンサルタンツ

右の者に対する大阪地方裁判所平成十三年（フ）第一六二一号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二一、三八二、六三九、〇九三円

一、配当することのできる金額

金四、二二六、七四〇円

平成二十五年十一月十八日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番一八号

淀屋橋スクエア一二階

破産管財人　森　恵一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南三条西一一丁目三三〇番地二、最後の住所札幌市東区北九条東一一丁目一番一三号

被相続人　亡　秋田　興二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四南大通ビルアネックス四階　弁護士法人誠信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市大船渡町字明神前三番地四、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字中田二一番地三　中田ホーム

被相続人　亡　新沼　トク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所岩手県遠野市中央通り五番一〇号

相続財産管理人　司法書士　畠山　信秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所仙台市青葉区国見六丁目八七番一号　特別養護老人ホーム潮音荘

被相続人　亡　吉田　礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所仙台市宮城野区五輪一丁目一四番二二号　ノーブルカーサ稲船一〇五号

相続財産管理人　弁護士　守谷　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区東高砂町三八番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番二号

被相続人　亡　大熊　よし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

埼玉県川口市飯塚一―一―三―二〇二グリモワール　ゆりのまち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　龍　由紀子

第７期決算公告

平成25年11月18日

東京都中央区八重洲一丁目７番20号

ブライトムーン豊中特定目的会社

取締役　佐々木秀一

貸借対照表の要旨（平成25年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
特定資産		流動負債	183,606
固定資産	5,636,107	固定負債	4,148,000
その他の資産		負債合計	4,331,606
流動資産	114,066	（純資産の部）	
繰延資産	15,078	社員資本金	1,433,645
		特定優先資本金	100
		剰余金	1,398,000
		当期未処分利益	35,545
		純資産合計	35,545
資産合計	5,765,252	負債・純資産合計	1,433,645

損益計算書の要旨

（自　平成24年８月１日　至　平成25年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	381,644
営業費用	344,647
営業利益	36,996
営業外収益	43
経常利益	37,040
税引前当期純利益及び法人税、住民税事業税	37,040
当期純利益	1,495
前期繰越利益	35,545
当期未処分利益	35,545